平成13年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意 匠 法]

問題 アメリカ合衆国の X 社は、折り畳み式の携帯電話機の新しいデザインを開発し、意匠 A、意匠 B を完成させた。A、B は、開いた状態で表示部(ディスプレイ)と操作部が表れる構成のものであって、一つのデザインコンセプトから創作されていることから、全体及び各部の形状が共通している。そして、A、Bとも表示部の形状を縦長の楕円状に造形している点をデザイン上の特徴としている。 X 社は、A の表示部分の形状について意匠特許出願をアメリカ合衆国にしたが、A と B については、日本国にも出願をしたいと考えている。 X 社から依頼された弁理士甲が、意匠登録出願に際して検討すべき事項並びに出願書類の作成に関し注意すべき点について述べよ。

【50点】

問題 (1)意匠法上、拒絶確定出願等を先後願の判断において先願として取り扱わないこととしている理由について説明し、(2)甲と乙が同日にそれぞれ意匠登録出願Aと意匠登録出願Bをし、A、Bの出願の日後に甲が意匠登録出願Cをし、Cの出願の日後に乙が意匠登録出願Dをした場合において、Aに係る意匠、Bに係る意匠及びCに係る意匠はそれぞれ相互に類似し、Dに係る意匠はCに係る意匠と類似するものであったとき、意匠登録出願A、B、C及びDがどのように取り扱われるかについて、理由を付して述べよ。

【50点】

【意匠法:論点】

問題

本事案に適う意匠法上の制度及び条文の解釈と、意匠登録出願をする際の手続 上の要件及び提出すべき書類についての理解を問う。

- (1)物品の部分について特徴のある創作がなされているかを考慮し、部分意匠 についての出願を検討する。
- (2) A、Bが類似しているかを考慮し、いずれも意匠登録を受けるために関連 意匠制度の利用を検討する。
- (3)部分意匠、関連意匠の出願について登録要件及び手続上の要件を検討する。
- (4)パリ条約による優先権主張の手続上の要件を検討する。
- (5)物品の形状が変化する意匠の場合の願書及び図面の記載の要領を検討する。

問題

先願に関する規定の解釈と、類似の意匠について二以上の意匠登録出願が同日 又は異なった日にあったときの具体的な取扱いについての理解を問う。

- (1)については、意匠法上、拒絶確定出願等が原則として公開されない点及び類似する後願まで拒絶される点を考慮し、意匠法第9条第3項において拒絶確 定出願等を初めからなかったものとみなす旨を規定する理由を説明する。
- (2)については、A、B、C及びDの各出願に対する意匠法第9条第1項又は第2項の具体的な適用について検討し、同条第3項についての判断をする。